

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年6月10日に提起した情報存否不応答処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和4年3月10日付3熊保育第2963号及び3熊保育第2964号により行った、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、第2963号については別紙に掲げる情報について公開決定し、第2964号については情報不存在とする。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和4年2月24日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町以外の市町村において保育所等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの（受付簿等）。資料等の追加提出があった場合はその資料等の名称及び受け取った年月日がわかるもの。

・令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町において保育所等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの（受付簿等）。資料等の追加提出があった場合はその資料等の名称及び受け取った年月日がわかるもの。なお、 の分を除く。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第9条及び第11条の規定により本件処分を行い、

- (5) 選考を受けた法人は、██████を含め3法人で、2法人は選定されなかったこととなるが、熊取町以外の市町村で応募資格がある法人（以下「熊取町に存する法人」という）は██████を含め少なくとも4法人が存在し、選定事務で実施機関が保有する応募がわかる情報は3法人であるため、当該情報を公開しても熊取町に存する法人が特定されることはないとする。
- (6) 法人が特定される可能性がある場合は、熊取町に存する法人の応募が██████以外になかった場合のみである。この場合は当該情報を公開することにより、██████以外の熊取町に存する法人の応募がなかったことが類推されることとなる。
- (7) 民営化移管先事業者募集の応募をしなかったという事実は法人の社会的評価や名誉を損なう恐れがあるとの趣旨を熊取町は主張しているが、これは、「町立保育所を民営化するには、応募資格がある法人は応募することが当然であり、応募しなければ社会的評価や名誉を損なうと主張していると同義である」と考えられ、この実施機関の考え方は、傲慢であるとする。
- (8) 理由説明書（4熊保育第730号）4（2）について、実施機関は、次の2点を考慮の上、条例第13条に規定する「第三者保護に関する手続」に基づいて、第三者の意見を聴くべきである。
- ① 当該規定中「第三者に関する情報が記録されているとき」について、第3の2に記述のとおり、熊取町に存する法人が応募しなかったということが類推され、この場合、第三者に関する情報は記録されていないが、情報不存在の決定をすることで、第三者に関する情報が判明してしまうため、条例第13条の目的である「第三者保護」を達成するために、同条の規定を準用し、第三者に対して意見を聴くべきであるとする。
 - ② 当該規定中「第6条第1号ただし書又は第7条第1号ウの規定により当該情報を公開しようとするときは」について、条例が住民の知る権利を保障することを目的としているため、情報公開は積極的に行わなければならないものであり、公開することを前提とし、公開する情報の性質により例外として非公開や情報存否不応答の決定をできるとしたものである。よって、実施機関は、情報公開にあたって条例第6条第1号の規定に該当し、情報の公開を躊躇する場合は、条例第13条に基づき第三者保護のため、第三者に対して意見を聴くべきであるとする。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

- (1) 当該募集への応募は、応募法人にとっての経営方針という企業の秘密で財産であり、その事実自体を明らかにすることは、法人の財産権を害する恐れがある。また、選考されなかった法人にとっては、応募自体を明らかにすることで、社会的評価や名誉を損なう恐れがあることから、存否不応答としたものである。

- (2) 令和3年12月28日付け3熊保育第2291号の決定については、あくまで応募事業者が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの、という請求内容に対しての決定であり、そもそも、応募事業者数については公表を行なっていることから、部分公開としたもの。
- (3) 本審査請求に係る決定については、熊取町又は熊取町以外の市町村において保育所等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの、という応募者の属性を問うものであり、前述の請求内容とは異なる趣旨であることから、判断も異なっても当然と考える。
- (4) 審査請求書の5(2)において、「この情報が公開されていることは裏を返せば、熊取町以外の市町村で保育所等を運営する法人が少なくとも1法人は選定事務に応募していたことが読み取れる」とあるが、これは、個人情報の収集に関しての請求であり、この解釈をもって、熊取町以外の市町村で保育所等を運営している、とは断言できず、5(2)にいう個人情報を収集した事実と熊取町以外での保育所等の運営の有無とは関係がない。
- (5) 審査請求書の5(3)において、「審査請求人が確認したところ」とのことだが、前述のとおり、民営化移管先事業者募集への応募は、応募法人にとって経営方針という企業秘密となり財産であることから、本町から、その存否自体を答えることによってその法人の財産を害するおそれがあることから、存否不応答としたもの。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

条例第9条の規定により、当該公開の請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるかが争点である。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、応募を辞退した事業者を含め、XXXXXXXXXX以外の応募事業者の名は公表していないことから、本件公開請求の対象となる応募事業者名は公にされていない。

本件公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、これらの事業者の利益や児童本人の利益が害されることは想定し難く、実施機関の主張には不合理な点が認められるため、本件処分を取り消し、改めて公開決定等を行なうべきである。

4 判断

審査会の答申と同様、本件公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、これらの事業者の利益や児童本人の利益が害されることは想定し難いと判断する。

従って、第2963号及び第2964号による処分を取り消し、第2963号については、応募を辞退した事業者を含め、XXXXXXXXXX以外の応募事業者の名は公表しておらず、よって、その結果を公開することは事業者の不利益になると認められるため、別紙のとおり公開とし、第2964号については、請求に係る情報が存在しないため、情報不存在というべきである。

第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。